

再生タイヤ導入促進助成金交付要綱

令和5年5月15日制定

(目 的)

第1条 この要綱は、公益社団法人大分県トラック協会（以下「県ト協」という。）が行う環境対策の一環として、CO₂排出量の削減を図るため、燃費の向上に効果があり、製造段階で資源節約ができる再生タイヤの導入を促進するための助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象は、第3条に定める再生タイヤを新たに導入する県ト協の会員事業者（以下「事業者」という。）とする。

(助成対象品目)

第3条 助成の対象となる再生タイヤは、各メーカーの販売者（代理店）で証明ができる、別表に定める製品とする。

(助成額)

第4条 助成金の交付額は、当該年度に、新たに導入した再生タイヤ1本当たり2,500円とし、1事業者につき20本を上限とする。

また、協会は会員事業所の交付申請が正常なものでないことが判明した場合、助成金の返納を求めるものとする。

(申請手続き)

第5条 会員事業者は、当該年度4月1日以降に導入したものを、原則月ごとにその期間中にとりまとめて、翌月の末日までに協会の申請書（様式1）に洩れなく記入のうえ、請求書（写）、納品書（写）、領収書（写）、販売証明書（様式1-2）を添付して協会長宛に申請するものとする。

※請求書でタイヤのメーカー、型式、本数、単価等明細が確認できる場合は、販売証明書の添付は省略できる。

申請は、受付期間中においても当年度の予算に達した場合、申請受付を終了する。

(助成額の交付)

第6条 助成金の交付は、各月の申請分を原則四半期ごとに行うこととする。

(財産の処分制限)

第7条 原則として、助成金を受けた事業者は、耐用年数を経過する前に、パンク・摩耗等を除き、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。但し、県ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(実施期間)

第8条 当該年度4月1日から2月末日までとする。

(雑 則)

第9条 本要綱に定めのない事項が発生した場合は、交通・環境対策委員会において協議するものとする。

(附 則)

本要綱は、令和5年5月15日より適用する。
令和7年5月29日一部改正。